

大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十年三月二十三日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第三十号

大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（平成十八年大阪府規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定建築物の規模等) 第十九条 (略) 2―5 (略) 6 条例第十六条第六項の規則で定める用途は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。以下「建築物省エネルギー法施行令」という。）</u>第七条第一項各号に掲げる用途とする。</p> <p>(建築物環境計画書の公表) 第二十二条 条例第十七条第二項(条例第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、<u>条例第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。</u></p> <p>(建築物環境計画書の変更の届出) 第二十三条 条例第十八条第一項の規定による届出は、<u>変更をした日から三十日以内に、建築物環境計画書変更届出書（様式第七号）を提出して行わなければならない。</u> 2 条例第十八条第二項の規定による届出は、<u>変更に係る工事に着手する日の十五日前までに、建築物環境計画書変更届出書（様式第七号）を提出して行わなければならない。</u></p> <p>(適用除外) 第三十五条 条例第二十八条第一号の規則で定める建築物は、<u>建築物省エネルギー法施行令第七条第二項各号に掲げる建築物及びこれらに準ずる建築物とする。</u> 2 条例第二十八条第二号の規則で定める仮設の建築物は、<u>建築物省エネルギー法施行令第七条第三項各号に掲げる建築物とする。</u></p>	<p>(特定建築物の規模等) 第十九条 (略) 2―5 (略) 6 条例第十六条第五項の規則で定める用途は、<u>建築物のエネルギー性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。以下「建築物省エネルギー法施行令」という。）</u>第七条第一項各号に掲げる用途とする。</p> <p>(建築物環境計画書の公表) 第二十二条 条例第十七条第二項(条例第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、<u>条例第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。</u></p> <p>(建築物環境計画書の変更の届出) 第二十三条 条例第十八条第一項の規定による届出は、<u>変更をした日から三十日以内に、建築物環境計画書変更届出書（様式第七号）を提出して行わなければならない。</u> 2 条例第十八条第二項の規定による届出は、<u>変更に係る工事に着手する日の十五日前までに、建築物環境計画書変更届出書（様式第七号）を提出して行わなければならない。</u></p> <p>(適用除外) 第三十五条 条例第二十八条第一号の規則で定める建築物は、<u>建築物省エネルギー法施行令第七条第二項各号に掲げる建築物及びこれらに準ずる建築物とする。</u> 2 条例第二十八条第二号の規則で定める仮設の建築物は、<u>建築物省エネルギー法施行令第七条第三項各号に掲げる建築物とする。</u></p>

様式第6号(第20条関係)

(第二面)

【建築主等の概要】

1 (略)

2 (略)

イ 資格 登録番号 () 建築士 () 登録第 号

ロ (略)

ハ 勤務先 登録番号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称

ニ一チ (略)

3 (略)

イ (略)

ロ 登録番号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ハ 名称

ニ一ト (略)

備考 (略)

建築物環境計画書
(第一面)

(略)

【建築物の環境配慮のために講じようとする措置】

1 (略)

2 大阪府温暖化の防止等に関する条例第16条第3項から第5項までに規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

3 (略)

【条例第16条第7項の規定による評価の結果】 別添のとおり

備考 (略)

様式第6号(第20条関係)

(第二面)

【建築主等の概要】

1 (略)

2 (略)

イ 資格 登録番号 () 建築士 () 登録第 号

ロ (略)

ハ 勤務先 登録番号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称

ニ一チ (略)

3 (略)

イ (略)

ロ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ハ一ハ (略)

備考 (略)

建築物環境計画書
(第一面)

(略)

【建築物の環境配慮のために講じようとする措置】

1 (略)

2 大阪府温暖化の防止等に関する条例第16条第3項及び第4項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

3 (略)

【条例第16条第6項の規定による評価の結果】 別添のとおり

備考 (略)

様式第7号 (第23条関係)

<u>建築物環境計画変更届出書</u> (略)	
1	<u>条例第17条第1項第1号から第5号までに掲げる事項を変更した(変更する)特定建築物の直前の届出の内容</u> イーニ (略)
ホ	(略)
2	<u>変更に係る事項</u> イ <u>変更内容</u> (<u>変更前</u>) (<u>変更後</u>)

【特定建築物の概要】 (略)	(第三面)
【特定建築物の敷地の概要】 (略)	
【特記事項】	
備考 「特定建築物」とは、延べ面積(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計)2,000㎡以上の建築物をいい、特定建築物に附属するごみ置き場、駐輪場その他の建築物は含みません。	

様式第7号 (第23条関係)

<u>建築物環境計画変更届出書</u> (略)	
1	<u>計画を変更する特定建築物の直前の届出の内容</u> イーニ (略) ホ <u>変更しようとする内容</u> (<u>変更前</u>) (<u>変更後</u>) ハ <u>変更に係る工事の着手予定年月日</u> (略)

【特定建築物の概要】 (略)	(第三面)
【特定建築物の敷地の概要】 (略)	
【備考】	

様式第8号 (第25条関係)

建築物工事取りやめ届出書
(略)

1 (略)

イ・ロ (略)

ハ 届出年月日 年 月 日

ニ (略)

ホ 工事を取りやめた年月日 年 月 日

2 (略)

イ 資格 登録番号 () 建築士 () 登録第 号

ロ (略)

ハ 勤務先 登録番号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ一チ (略)

備考 (略)

(略)

ロ 【条例第18条第1項の規定による届出の場合】

変更した年月日 年 月 日

【条例第18条第2項の規定による届出の場合】

変更に係る工事の着手予定年月日 年 月 日

3 (略)

イ 資格 登録番号 () 建築士 () 登録第 号

ロ (略)

ハ 勤務先 登録番号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ一チ (略)

備考 1 (略)

2 3欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

3 (略)

(略)

様式第8号 (第25条関係)

建築物工事取りやめ届出書
(略)

1 (略)

イ・ロ (略)

ハ 届出年月日 年 月 日

ニ (略)

ホ 工事を取りやめた年月日 年 月 日

2 (略)

イ 資格 () 建築士 () 登録第 号

ロ (略)

ハ 勤務先 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ一チ (略)

備考 (略)

(略)

2 (略)

イ 資格 () 建築士 () 登録第 号

ロ (略)

ハ 勤務先 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ一チ (略)

備考 1 (略)

2 2欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

3 (略)

(略)

様式第10号 (第30条関係)

建築物環境性能表示届出書 (略)	
1 (略)	
イ・ロ (略)	
ハ	建築物環境計画書の届出年月日
ニ・ホ (略)	
ヘ	広告に建築物環境性能表示を最初に表示した日
2 (略)	
備考 (略)	(略)

様式第9号 (第27条関係)

建築物工事完了届出書 (略)	
1 (略)	
イ・ロ (略)	
ハ	届出年月日
ニ (略)	
ホ	工事完了年月日
2 (略)	
イ	資格登録番号 () 建築士 () 登録第
ロ (略)	
ハ	勤務先登録番号 () 建築士事務所 () 知事登録第
ニ一子 (略)	名称
備考 (略)	(略)

様式第10号 (第30条関係)

建築物環境性能表示届出書 (略)	
1 (略)	
イ・ロ (略)	
ハ	建築物環境計画書の届出年月日
ニ・ホ (略)	
ヘ	広告に建築物環境性能表示を最初に表示した日
2 (略)	
備考 (略)	(略)

様式第9号 (第27条関係)

建築物工事完了届出書 (略)	
1 (略)	
イ・ロ (略)	
ハ	届出年月日
ニ (略)	
ホ	工事完了年月日
2 (略)	
イ	資格 () 建築士 () 登録第
ロ (略)	
ハ	勤務先 () 建築士事務所 () 知事登録第
ニ一子 (略)	
備考 (略)	(略)

様式第11号 (第32条関係)

建築物環境性能表示変更届出書 (略)			
1	(略)		
イ・ロ	(略)		
ハ	建築物環境計画書の届出年月日	年	月 日
ニ	(略)		
ホ	建築物環境計画書変更届出書の届出年月日	年	月 日
ヘ	建築物環境計画書変更届出書の届出番号		
ト	建築物環境性能表示届出書の届出年月日	年	月 日
チ	(略)		
リ	変更後の建築物環境性能表示を表示した <u>査</u>		
	(略)		
ヌ	広告に変更後の建築物環境性能表示を最初に表示した日	年	月 日
2	(略)		
備考	(略)		(略)

様式第11号 (第32条関係)

建築物環境性能表示変更届出書 (略)			
1	(略)		
イ・ロ	(略)		
ハ	建築物環境計画書の届出年月日		
ニ	(略)		
ホ	建築物環境計画書変更届出書の届出年月日		
ヘ	建築物環境計画書変更届出書の届出番号		
ト	建築物環境性能表示届出書の届出年月日		
チ	(略)		
リ	変更後の建築物環境性能表示を表示した <u>もの</u>		
	(略)		
ヌ	広告に変更後の建築物環境性能表示を最初に表示した日		
2	(略)		
備考	(略)		(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。